

令和4年3月7日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I	新型コロナウイルス感染症に係る取組.....	1
---	------------------------	---

参考資料 特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針
(令和4年3月7日～)

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の実施方針のとりまとめ、措置の実施などの対応を行った。令和4年2月14日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
2月21日	重点観察対象者の考え方変更等について（書面開催）
3月4日	まん延防止等重点措置の再延長に伴う対応について

2 まん延防止等重点措置の再延長に伴う県の対応

3月4日、特措法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の期間再延長の公示を受けた。

(1) 措置を延長する期間

3月7日～3月21日（15日間）

(2) 措置区域

県内全域

(3) 措置の主な内容（3月6日までの措置と変更なし）

ア 県民に対する要請

時短を要請している時間以降の飲食店の利用自粛 など

イ 飲食店等に対する時短要請

a マスク飲食実施店認証店

① 5時から21時（酒類の提供は11時から20時30分）まで

② 5時から20時（酒類は提供停止）まで

※ ①と②のどちらかを認証店が選択

b 非認証店

5時から20時（酒類は提供停止）